

感染対策指針

にしのみや苑

1. 感染対策指針の目的

施設内感染は、入居者、利用者、職員の身体的苦痛、生命の危機など多大な不利益を生じる。そのため、感染対策は重要課題である。

にしのみや苑は感染対策委員会を設置し、感染の予防・再発の防止対策の適切な対応を行い、適切かつ安全で質の高い介護サービスの提供を図ることを目的とし、この指針を制定する。

2. 施設内感染に対する基本的な考え方

にしのみや苑の感染対策は、施設内に感染症の利用者と感染症に罹患しやすい利用者とが同時に存在していることを前提に、必然的におこりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小限にする。また、個別及び施設内外の感染症情報を幅広く共有して、施設内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する。

施設感染が発生した事例については、速やかに調査を行い、その根本原因を究明し、これを改善していく。

こうした基本姿勢をベースにした施設内感染対策活動の必要性、重要性を全ての職員が自覚し、周知徹底し、施設内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

3. 感染対策委員会(以下、委員会)の方針

感染防止対策に関する施設内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど施設内感染防止対策活動を担う為に、院内に組織的横断的な感染防止対策委員会を設置する。

- 1) 委員会は、各部署代表者で構成する。
- 2) 委員会は、毎月1回定例会議を開催する。その他、必要に応じてその都度開催する。委員会の所掌業務は次の通りとする。

ア. 施設内感染の発生を未然に防止する予防対策・調査・研究に関すること。

イ. 施設内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。

ウ. 施設内感染防止のために必要な職員教育・健康管理に関すること。

エ. その他、施設内感染防止のための対策に必要と思われる事項

オ. 各種サーベイランスの実施

4. 感染症対策の施設内研修の方針

- 1) 全職員を対象に感染対策に関する講習会を年2回開催する。
- 2) 新規採用職員対象に感染対策に関する教育を行う。また、中途採用者に対しても必要に応じて教育を行う。
- 3) その他の委託職員及び清掃委託職員に対しても、必要に応じて、感染対策に関する講習会を行う。

5. 施設内感染発生時の対応

- 1) 職員は、施設内感染が疑われる場合、速やかに看護師、事務所に報告する
- 2) 感染対策委員会委員長(看護主任)は、速やかに主要な感染対策委員を招集し協議し、必要に応じて臨時に委員会を開催し、感染源・感染経路・範囲の調査を行う。
- 3) 感染対策委員会委員長は、調査結果を委員会へ報告をし、対応策を検討し実施する。
- 4) 委員長は、委員会にて追跡調査を行い、院内感染の収束の確認を行う。

6. 感染対策指針の閲覧

- 1) 本指針は、利用者及びその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応ずるものとする。
- 2) 本指針は、ホームページに掲載して公開する。

7. 感染対策推進のために必要なその他の方針

- 1) 感染対策マニュアルを作成し、マニュアルに応じた感染対策をし、職員全員の周知徹底に努力する。
- 2) 感染対策委員会は、その時々での感染症の動向に着目し、感染対策マニュアルの改訂を行う。